

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、京都市市民活動総合センターの指定管理者を次のとおり公募します。

平成22年6月30日

京都市長 門川 大作

1 指定施設

(1) 名称

京都市市民活動総合センター

(2) 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」2階

(3) 建物の構造及び規模

鉄筋コンクリート造地上5階地下2階建て

(4) 床面積

専用部分 657.82平方メートル

共用部分 1,284.40平方メートル

2 指定管理者が行う業務の範囲

京都市市民活動総合センター条例第2条に規定する事業の実施及びこれに付随する業務（ただし、会議室等の共用部分に係る業務、清掃業務、警備業務その他「ひと・まち交流館 京都」の全体的な建物管理業務を除く。）

3 指定期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

4 応募資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。

(2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(6) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体

ウ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

エ その他指定管理者としてふさわしくない団体

5 募集要項の配布

平成22年6月30日から平成22年7月30日の間に、9に記載する問い合わせ先において配布するとともに、PDF形式のファイルをホームページに掲載する。

6 応募手続

(1) 応募に必要な書類

ア 指定管理者応募申請書（第1号様式）

イ 添付書類

- (ア) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (イ) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (ウ) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(2) 書類の受付

種 別	指定管理者応募申請書	添付書類
受付期間	平成22年6月30日から平成22年7月30日まで 注 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、 午前9時から午後5時まで	
受付方法	郵送又は持参による	持参に限る
受付場所	京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所本庁舎1階 TEL 075-222-3049	

7 指定管理者の決定方法

(1) 選定委員会による審査

学識経験者等で構成する選定委員会において、申請団体から提出された応募書類及び当該申請団体によるプレゼンテーションの内容に基づき、次に掲げる事項についての審査を行う。

ア 指定管理者としての適格性及び能力

イ 事業運営に関する計画

- (ア) 事業の方向性及び内容
- (イ) 業務の執行体制
- (ウ) サービス向上の取組

(エ) その他の取組

ウ 経営管理に関する計画

(2) 指定候補者の選定

選定委員会による審査の結果及び申請団体が指定施設の管理運営経費として計上する金額を総合的に評価して、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定する。

(3) 市会の議決及び指定管理者の指定

市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定する。ただし、市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがある。

8 補則

前各項に記載するもののほか、詳細は、募集要項に定めるところによる。

9 問い合わせ先

京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

市役所本庁舎1階

電話 075-222-3049 FAX 075-222-3042

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-2-0-0_3.html

電子メール chiikizukuri@city.kyoto.jp

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)